

函館市監査公表第12号

函館市長から、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和4年8月19日

函館市監査委員 小野 浩

函館市監査委員 本間 裕 邦

函館市監査委員 金澤 浩 幸

函館市監査委員 池亀 睦 子

函 福 管

令和4年(2022年)7月26日

函館市監査委員 様

函館市長 工藤 壽樹



令和3年度(2021年度)包括外部監査の結果に基づく措置の  
通知について

令和4年(2022年)3月30日に報告を受けた包括外部監査の結果に基づき、または当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法第252条の38第6項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

令和3年度（2021年度）包括外部監査の結果に基づく措置  
 （特定の事件名 市税及び国民健康保険料、介護保険料（以下「市税等」という。）に  
 関する事務の執行について）

## 1 指摘事項

監査対象 部局等	指摘事項の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
保健福祉 部 介護保険 課	滞納整理業務のシステム化について 介護保険料の滞納整理業務につい ては、事務手続きがシステム化され ておらず、非効率であることから、 他制度を参考に早期にシステム化を する必要がある。	124	滞納整理業務に係るシステムにつきまして は、現在国が進める自治体業務システムの標準 化における標準仕様に含まれる見込みとなっ ておりますことから、導入を予定している令和 7年度までの間に業務プロセスの見直し等準 備作業を行い、システム化を進めてまいりま す。
保健福祉 部 介護保険 課	不納欠損に関する個別調書について 函館市債権管理事務処理要領に記 載されている市長決裁添付書類「不 納欠損に関する個別調書」に未作成 （時効完成に至った事由等の未記載 ）のものがあるので、システム化を 検討し、滞納者各人の個別調書を作 成する必要がある。	124	不納欠損に関する個別調書につきましては、 介護保険業務システムの標準化に合わせ、対応 してまいります。

令和3年度（2021年度）包括外部監査の結果に基づく措置  
 （特定の事件名 市税及び国民健康保険料、介護保険料（以下「市税等」という。）に  
 関する事務の執行について）

2 意見

監査対象 部局等	意見の概要	報告 書ペ ージ	措置の内容
保健福祉 部 介護保険 課	<p>預貯金の取引履歴調査の強化について</p> <p>介護保険料の滞納者への対応については、預貯金の取引履歴調査の強化が重要である。</p> <p>函館市債権管理事務処理要領では「必要に応じ1か月～数ヶ月程度の取引履歴が確認できる明細の交付を受ける。」こととされ、介護保険料については3か月分の取引明細の交付を受けているが、年一回の株式配当等の入金、年払いの満期返戻金のある損害保険料の出金などから差押対象財産が判明する可能性も考えられることから、取引履歴の入手期間を「1年以上」に変更の検討が望まれる。</p> <p>また、特に悪質な滞納者については深度ある調査の実施が望まれる。</p>	125	<p>滞納者に係る預貯金の取引履歴の調査につきましては、金融機関においても大きな業務負担となっていることから、現在国において、預貯金等照会・回答業務のデジタル化が進められているところであり、経過や機能を見据えた上で調査期間の延長等について検討してまいりたいと考えております。</p> <p>また、個々の滞納者の状況に応じ、3か月分の取引履歴を継続して複数回照会するなど工夫して対応してまいります。</p>
保健福祉 部 介護保険 課	<p>納付相談時の滞納者財務状況把握の充実について</p> <p>滞納額を減らすには「滞納相談時の状況把握」が重要であり、限られた相談時間内でより良い効果を得るため、事前準備に必要な書類を予め郵送もしくは持参してもらうよう検討することが望まれる。</p>	125	<p>現時点においても納付相談の際には、場合によっては収入・支出の状況がわかる書類の提示を求めているところではありますが、引き続き、効率的に実態を把握できるような納付相談の実施に努めてまいります。</p>